

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 新交際費税制について
- II. 戦略経営計画と基準変数について
- III. 自動車関係税制について
- § 次回研究会のご案内について

[今月のトピックス]

- ・税務相談Q&A情報コーナー
- ・経営指標解説コーナー
- ・経済産業省・金融庁・中小企業庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 知らなきや損する

— 交際費課税が改正されました —

平成 26 年度の税制改正では、設備投資や雇用等への投資を促進することを目的とした様々な優遇措置が創設、拡充されると共に交際費課税が改正されています。特に交際費等については日々のビジネスの中で日常的に支出するものであり、中小企業経営者の皆様の高い関心がある分野であることから、その改正された内容について、知らずに損をすることが無いように、その改正された交際費課税の内容を以下に解説致します。

■交際費等について

交際費等とは、「交際費、接待費、機密費等の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答等のために支出するもの」と定義されており、取引先とのゴルフ・コンペ、お中元やお歳暮などの贈答品などが交際費等に該当します。なお、専ら従業員の慰安のために行う運動会や旅行等の費用やカレンダーなどを贈与するための費用は交際費等に該当しませんので、注意が必要です。

■飲食費について

飲食費とは、「交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用」と定義されており、取引先との会食などが飲食費に該当します。なお、1 人当たり 5,000 円以下の飲食費については、交際費等には該当しないことになっており、その全額を損金算入することができます。また 1 人当たり 5,000 円以上の飲食費については、交際費等に該当することになります。但し、飲食等の年月日や参加した取引先名、その参加人数などを領収書等に記載、保存しておかなければ交際費等から除外できません。

■従来の交際課税の特例措置の概要と適用期限延長について

従来の交際費課税の特例措置では、資本金が 1 億円以上の大企業は交際費を損金算入することはできず、中小法人だけが年 800 万円の定額控除限度額の全額を損金算入することができます。平成 26 年度税制改正では、この交際費課税の特例措置が平成 27 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されることとなりました。

■交際費課税の特例措置の拡充について

平成 26 年度の税制改正で拡充された交際費課税の特例措置では、資本金が 1 億円以上の大企業であっても、飲食費であれば、飲食費自体に上限なく、その 50%まで損金算入できるようになりました。中小法人については、現行の交際費課税の特例措置と上限なく飲食費の 50%まで損金算入できる措置との選択適用ができるようになっています。なお、すべての法人について、1 人当たり 5,000 円以下の飲食費や福利厚生費、会議費、少額宣伝広告費は、交際費等に該当しないものとされていますので、その全額を損金算入することができます。

■福利厚生費や会議費について

交際費等や飲食費との区分が難しいものに福利厚生費や会議費があります。念のために以下に解説致しますので、ご参考としてください。

〈福利厚生費〉

福利厚生費とは、「専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行などのために通常要する費用」「従業員等(従業員等であった者を含む。)又はその親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用」と定義されており、創立記念日、国民の祝日、新社屋の落成式などに際し、従業員におおむね一律に、社内において供与される通常の飲食に要する費用及び従業員等への結婚祝、出産祝、香典、病気見舞いなどが該当します。

〈会議費〉

会議費とは、「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」と定義されています。



税務相談 Q&A 情報コーナー

■ 節税と老後対策について

サラリーマンであれば国民年金に厚生年金が上乘せられて老後対策となります、しかし自営業者等の国民年金にしか加入されていない方は老後対策としては厳しいものがあります。対策として生命保険会社の個人年金に加入する等ありますが、所得税を計算する際に所得控除できる金額に上限があります、国民年金基金に加入すれば支払った金額全額が所得控除できるので老後対策だけでなく節税対策にもなります。



経営指標解説コーナー

■ 売上原価率とは

売上原価率とは、収益性を見るためのもので、売上高に占める売上原価の割合を示している指標です。同指標は、売上原価を売上高で割って算出し、この数字が大きければ大きいほど、売上高に対する売上原価の割合が大きいということになりますので、収益性が低いということが出来ます。なお、売上原価とは商品やサービスを仕入れたり、製造を行うときにかかる費用のことをいい、販売会社であれば期首棚卸高+当期商品仕入高-期末棚卸高で算出し、製造会社であれば期首棚卸高+当期製品製造原価-期末棚卸高で算出します。ここで注

意いただきたいのは、売上原価は仕入れた金額全部を意味するのではなく、売れた商品やサービスに対応する原価だということです。10 個商品を仕入れて、7 個販売できたのであれば、売上原価は販売した 7 個に対応する仕入分ということになります。なお、同指標は自社の指標を時系列で比較して活用し、同比率が上昇トレンドにある場合は、売上原価が高くなっており、収益性が低くなっているということになりますので、仕入条件を見直す等の対処が必要です。

II. 戦略経営計画と基準変数について

— 異常値を発見、是正し、計画の実効性を担保する仕組み —

物事は単純に考えると原因があって、結果があるという因果関係によって成り立っていることとはご承知の通りです。統計学等においても、原因となる条件を独立変数、その結果にあたるものを従属変数と呼称し、結果の妥当性や因果関係の重さ(つまりは原因分析)を検証するために用いられています。これを戦略経営計画に援用したものが基準変数であり、経営分析項目に設けた一定の基準ということができます。例えば従業員 1 人当たりの研修時間などに基準変数を用いることで、全社レベルの研修目標や研修に対する経営理念に係るその妥当性等を定量的に検証することができるようになります。前述の例でいうと、わざわざ経営者などが研修時間の多寡を案件ごとに指示することなく、基準変数としての 1 人当たり研修時間に基づいて、計画策定者はその妥当性を客観的に定量判断し、不備があれば改正するなど、異常値等を自律的に改善することができるようになるのです。戦略経営計画の実効性を担保する上で基準変数は重要なツールですので、以下に解説致します。

■ 基準変数について

前述のとおり、基準変数とは各社が経営分析項目に設けた一定の基準のことであり、各社固有の価値認識基準もそこに内包されます。つまり、一般的な経営分析項目だけではなく、飲食店であれば店舗当たりの食材廃棄率等も基準変数として用いることができる訳です。また戦略経営計画の策定プロセスにおいて、より個別具体的な各社固有の指標等を便宜的に用いる場合もあり、同指標を基準変数として用いることを妨げないというのが、私どものスタンスとなっています。ただ、やはり基本的な経営分析項目を基準変数から外すことにメリットはなく、以下に基準変数でよく用いられる経営分析項目の類型をご紹介します。

<収益性分析>

収益性総合分析(資本収益性)、取引収益性、損益分岐点分析、活動性分析(資本回転率)

<安全性分析>

流動性分析、健全性分析、債務償還能力分析

<生産性分析>

労働生産性分析、資本・設備生産性分析

<成長性分析>

売上成長分析、利益成長分析、自己資本成長分析

■ 基準変数の活用プロセスについて

各部門で計画試案を策定する中に基準変数という制約条件との精神的格闘局面を創出し、基準変数を満たしていない場合、各部門に是正を求めた上で、それでも異常値が解決されていない場合には、最終検討会議で解決を図るという手順で基準変数を活用します。

■ 基準変数の活用方法について

異常値を自律的に改善することができるので、潜在化、複雑化する課題の解消に大きな効果があります。つまり各部門等の適正な計画策定への誘導路的な機能を果たしていることができます。また、そのプロセスにおいて、従業員への自律的な教育効果があることにも注目を願いたいと考えています。

Ⅲ. 各種自動車関係税制が改正されました

— 車を保有している方はご注意ください —

テレビなどのマスコミで大きな話題となったので、ご存知の方も多いと思いますが、軽自動車や経年車などを中心として、自動車取得税や自動車重量税などの各種自動車関係税制が見直されることとなりました。ほとんどの方が車を保有されており、今回の改正では少なからず影響を受けることになり、また自家用車だけではなく営業用自動車を保有、或いは購入をご検討されている中小企業経営者も多いと思いますので、以下に各種自動車関係税制の改正概要について解説致します。

■自動車取得税について

自動車取得税とは、特殊自動車を除く三輪以上の軽自動車及び小型自動車、普通自動車で取得価額が50万円以上の自動車を取得する際にかかる税金のことで、平成26年4月1日以後に取得された平成22年度燃費基準を満たしている自家用自動車(軽自動車は除く)の税率は5%から3%、営業用自動車及び軽自動車は3%から2%に引き下げられます。また自動車取得税のエコカー減税の対象となる新車の軽減割合が現行75%から80%、50%から60%に拡充されます。

■自動車重量税について

自動車重量税とは、所謂車検を受けた検査自動車及び届出軽自動車を対象として、その重量に応じてかかる税金のことで、平成26年4月1日以後に継続検査などを受ける自家用自動車で13年を経過したもの(新車登録から18年を経過したものは除く)については、その税率が引き上げられません。

■自動車税について

自動車税とは、運輸支局で登録されている自動車を対象として、平成26年度及び平成27年度に新車登録された自動車であって、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ平成17年ガソリン

自動車排出ガス基準値よりも75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、平成27年度燃費基準値よりも20%以上燃費性能がよいもの並びに電気自動車などについては、その税率が概ね75%軽減されます。また上記平成27年度燃費基準値よりも10%以上燃費性能がよいものについては、その税率が概ね50%軽減されます。なお、環境負荷が大きいディーゼル自動車のうち、バス・トラックで新車登録から11年を経過したものについて、その税率が100分の10から15重課されると共に一定の条件を満たすディーゼル自動車については、その税率が100分の10または15重課されることになりました。

■軽自動車税について

軽自動車税とは、総排気量が660cc以下の軽自動車や原動機付自転車、トラクターなどの小型特殊自動車の所有者に対してかかる税金で、原動機付自転車及び二輪の軽自動車、二輪の小型自動車については、平成27年分以後から同税率が引き上げられます。また四輪以上及び三輪の軽自動車については、平成28年度分以後から同税率が引き上げられます。



経済産業省情報コーナー

■「平成24年経済センサスー活動調査」の確報結果について

経済産業省及び総務省が実施している経済センサスの平成24年度の活動調査結果の確報が公表されています。同調査は全産業分野の売上や費用等の経理項目を同一時点で網羅的に調査する日本で唯一の統計調査であり、前回平成21年の同調査と比して、企業等の数は約412万社で7.9%の減少、事業所数は約576万事業所で6.9%の減少、従業員数は約5,583万人で4.5%の減少となっています。



金融庁情報コーナー

■中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化の要請について

金融庁から(社)全国銀行協会会長などの金融機関関係団体等に対して、標記の要請が行われました。その要旨は企業収益の拡大を貸金や雇用、投資拡大につなげる良い循環を実現することを目的として、運転資金等の相談があった場合には、借り手の状況に応じた適切な融資に努めることや大雪被害への対応、経営者保証への適切な対応等を金融機関に要請するものです。



中小企業庁情報コーナー

■消費税転嫁対策強化月間について

平成26年4月の消費税率引き上げに伴って、3月及び4月に増税分の転嫁を拒否する行為が横行する可能性があることから、平成26年3月及び4月を「消費税転嫁対策強化月間」として転嫁拒否の未然防止、違反行為への迅速な是正に資する監視・取り締まりの強化、悉皆的な調査の実施、広報・相談体制の強化が行われています。なお、同期間中は、転嫁拒否などに関する電話相談を土曜日も受け付けており、中小企業事業者も利用しやすくなっています。



今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

内閣府が運営している「国民を守る情報セキュリティサイト」をご存知でしょうか。同サイトは、情報セキュリティの考え方やその方法論を分かりやすく解説するサイトであり、初心者向けあるいはスマートフォン利用者向け、家庭、学校、会社向けなど、身近な状況に応じた情報セキュリティ対策の考え方、利用シーンに応じた自己診断チェックリストなどのコンテンツが充実しています。なお、同サイトによると情報セキュリティのエッセンスを端的に伝えるキャッチフレーズとして「知る・守る・続ける」があり、自社社員への情報セキュリティ対策の啓蒙だけではなく、ご家庭を含めた身近にいる大切な方々への啓蒙等に是非ご活用くださいませ。

「国民を守る情報セキュリティサイト」
<http://www.nisc.go.jp/security-site/index>

TFG 共栄会 例会のご案内

本年度も下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上ご参加ください。

日 時： 平成26年4月22日（火） 受付 午後4時20分より

内 容： 開催挨拶 午後5時00分より

第一部 研究部会・研修会 午後5時20分より

テーマ「2014年 大阪中小企業の景気動向」

講演：株式会社だいしん総合研究所（大阪信用金庫関連会社）

第二部 情報交換懇親会 午後7時より（8時30分終了予定）

会 場： ホテル日航大阪 32F スカイテラス（旧称 ジェットストリーム）

参加費： 5,000円

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 新井、谷風 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 . . . **T&FG** group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 谷風行寛

中小企業
必見！

平成26年税制主要改正項目

平成26年度の税制改正では、生産性向上設備投資促進税制の創設や中小企業投資促進税制の拡充、給与所得控除の見直し、交際費課税の拡充など、中小企業経営に影響のある改正が目白押しとなっております。そこで、押さえておきたい主要な事項を挙げておきますので、今後の対応と活用の一助としてください。

■ 消費税

1 簡易課税制度の見直し

簡易課税制度のみなし仕入率が平成27年4月1日以後開始事業年度より金融業及び保険業が現行60%から50%、不動産業は50%から40%に見直されます。

■ 個人所得課税

1 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限額が適用される給与収入について、現行は給与収入1,500万円(控除額245万円)となっていますが、平成28年からは1,200万円(控除額230万円)、平成29年からは1,000万円(220万円)へ引き下げられました。

2 少額減価償却資産の即時償却の延長

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(年間合計300万で取得価額10万円以上30万円未満)が平成26年3月31日で終わるのが平成28年3月31日迄延長されました。法人税についても同様延長されました。

■ 法人税関係

1 復興法人特別税の廃止

法人税の10%を追加徴収する復興法人特別税は平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度に対して課されるのが、平成26年3月31日開始事業年度までとされ1年前倒しで廃止されました。

2 交際費課税の特例の見直し

交際費課税の特例について、中小法人は現行600万円の定額控除限度額以上の損金算入はできず、その10%を損金算入することができませんでしたが、改正後は800万円の定額控除限度額までその全額を損金算入することができるようになると共に、支出した飲食費の50%を損金算入(控除限度額はない)することができる制度が創設され、選択適用できるようになります。

■ 投資減税関係

1 生産性向上設備投資促進税制の創設

機械装置、建物およびソフトウェア等の一定の生産性向上設備等に該当する一定の物を平成26年1月20日から平成29年3月31日迄に取得し事業に供した場合50%の特別償却と4%の税額控除税額との選択適用ができます（建物及び構築物は25%の特別償却と2%の税額控除の選択適用）。但し、税額控除はその事業年度の法人税額の20%が上限です。又、上記の取得期間中、平成28年3月31日迄であれば100%の特別償却と5%の税額控除（建物及び構築物は3%の税額控除）を選択適用できます。所得税についても同様です。

2 中小企業投資促進税制の拡充

中小企業投資促進税制について、同制度を利用できる資本金の要件が現行 3,000 万円までから 1 億円までに拡充されると共に、平成 26 年 1 月 20 日から平成 29 年 3 月 31 日迄の取得分について 100% の即時償却又は 10% の税額控除（資本金 3,000 万円超は 7%）ができるようになりました。所得税についても同様です。

■ 車体課税関係

1 自動車取得税の見直し

自動車取得税について、一定の燃費基準を満たしている自家用自動車の税率が現行5%から3%、営業用自動車及び軽自動車は3%から2%に平成26年4月1日以降取得分から引き下げられます。またエコカー減税の対象となる新車の軽減割合が現行75%から80%、50%から60%に拡充されます。

2 自動車重量税の見直し

平成26年4月1日以後に継続検査などを受ける自家用自動車で13年を経過したもの（新車登録から18年を経過したものは除く）については、その税率が引き上げられます。

3 自動車税の見直し

平成 27 年度の燃費基準値などの基準を満たした自動車等について、その燃費性能に応じて税率が概ね 75%または 50%軽減されます。また環境負荷が大きいディーゼル自動車等であって、新車登録から一定期間を経過したものについては、その経過期間等に応じて重課されることになりました。

4 軽自動車税の見直し

原動機付自転車及び二輪の軽自動車、二輪の小型自動車については、平成 27 年度分以後から同税率が引き上げられました。四輪以上及び三輪の軽自動車については、平成 27 年 4 月 1 日以後新規取得分から同税率が引き上げられると共に平成 28 年度分以後最初の新規検査から 13 年を経過した場合さらに高い税率が適用されます。